

群馬大学外国人研究者取扱内規

平成16. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1

第1条 この内規は、群馬大学外国人研究者受入規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）における外国人研究者の取扱いに關して必要な事項を定める。

第2条 外国人研究者の医学部附属病院における診療行為に關しては、別に定める。

第3条 外国人研究者は、規程第11条に基づいて招へい教授の称号を付与された場合においても、本学の授業を担当することができない。

第4条 規程第4条及び第5条に基づいて受け入れた外国人研究者から願ひ出があつたときは、別紙様式第1号による群馬大学外国人研究者証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

第5条 前条に規定する証明書の交付を希望する外国人研究者は、別紙様式第2号により願ひ出るものとする。

第6条 外国人研究者の受入期間が満了した場合において、当該外国人研究者から別紙様式第3号により請求があつたときは、学部等の長は、別紙様式第4号により外国人研究者研究終了証明書交付申請書を学長に提出するものとする。

第7条 学長は、前条の申請に基づいて、別紙様式第5号による外国人研究者研究終了証明書を交付するものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

(表)

群馬大学外国人研究者証明書		第 号
2.5cm	写 真	(フリガナ) 氏 名 国 籍 学部等 受入教員
3cm		

学部等・氏名
有効期限 平成 年 月 日

上記の者は、本学の外国人研究者であることを証明する。
平成 年 月 日発行

群 馬 大 学 長

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 この証明書は、次の各号の一に該当したときは、直ちに返納しなければならない。
 - (1) 本学の外国人研究者でなくなったとき。
 - (2) 有効期限が過ぎたとき。
 - (3) 記載事項に変更があったとき。

別紙様式第2号

外国人研究者証明書交付願

平成 年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

氏 名
学部等

群馬大学外国人研究者証明書の交付をお願いします。

(6月以内に撮影した写真(たて3cm×よこ2.5cm, 上半身, 正面, 脱帽)添付)

別紙様式第3号

外国人研究者研究終了証明書交付願

平成 年 月 日

(学部等の長) 殿

氏 名
学部等

外国人研究者研究終了証明書の交付をお願いします。

別紙様式第4号

群大 号
平成 年 月 日

学 長 殿

(学部等の長)

外国人研究者研究終了証明書交付申請書

このたび、下記のとおり研究が終了しましたので、終了証明書を交付くださるようお願いいたします。

記

(フリガナ) 氏 名		国籍	
受入期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
受入教員 学部等・氏名			
研究題目			
同上英訳			
終了証明書の 使用目的			

終了証明書
の提出先

別紙様式第5号

第 号

外国人研究者研究終了証明書

国 籍
氏 名
生年月日

上記の者は、（研修題目） に関し、
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで外国人研究者として、本学 において
研究活動に従事し、研究を終了したことを証明する。

平成 年 月 日
群馬大学長